

市議会議員ってどんな人？

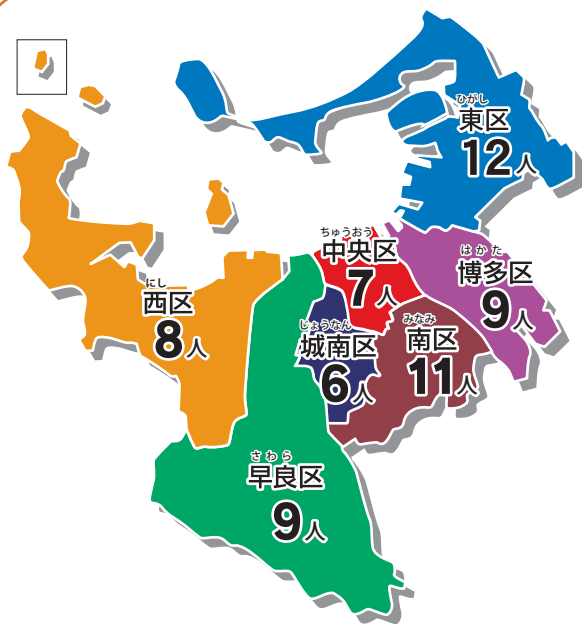
議員

市議会議員は、4年ごとに市民の選挙で選ばれます。市議会議員になれる人は25歳以上の市民で、市議会議員を選ぶことのできる人は18歳以上の市民です。福岡市では、全員で62人が選ばれます。

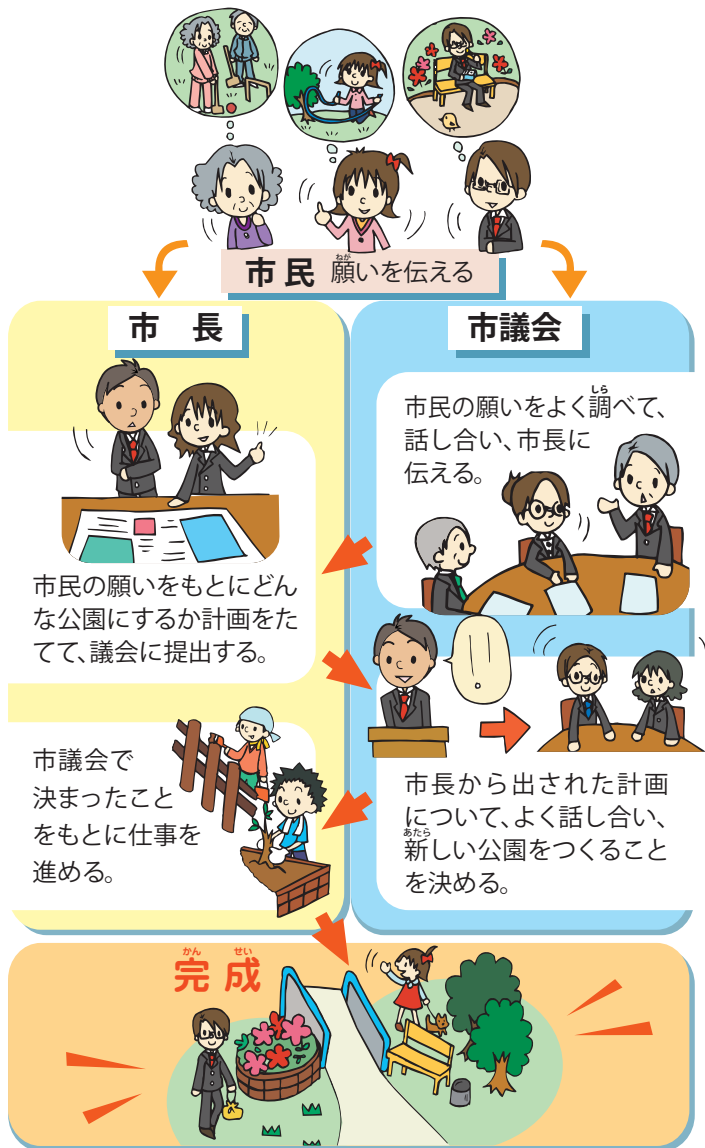
議長と副議長

市議会の代表者は議長です。議長は、議会を代表して仕事をしたり、本会議を進めたりします。副議長は、議長の仕事を助け、議長がいないときに議長のかわりをします。議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。

福岡市は区ごとに7つの選挙区にわかれて、それぞれの区で選ばれる人数が決まっています。



たとえばみんなの公園ができるまで



発行：福岡市議会事務局調査法制課
〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8-1
TEL (092) 711-4749 FAX (092) 733-5869

福岡市議会ホームページ [福岡市議会](#) [検索](#)

市議会ってどんなところ？



市議会は
みんなの幸せを
考えるところです。

福岡市議会

市議会とは

わたしたちの「福岡市」を住みよいまちにするためには、みんなでどうしたらよいか考えていかなければなりません。でも、みんなが集まって話し合うのは大変です。そこで、わたしたちはみんなの代表を選んで（選挙）、かわりに話し合いをしてもらいます。その代表が「市議会議員」で、議員の集まりが「市議会」です。市長もみんなが選んだ代表です。

市議会では市長が計画した仕事やお金の使い方（予算）、市の決まり（条例）などについて、それでよいのかどうか、話し合って決めます。市長は、市議会で決まったことをもとに市の仕事を進めます。市議会と市長は、お互いに意見を出し合い、協力して市民の幸せのためにいろいろな仕事をしています。



市民

選挙

希望や意見を伝える

市民のために仕事をする



市議会

相談する

議案
(市の仕事やお金の使い方・決まりなど)

決める



市長

どんなふうに話し合うの？

定例会と臨時会

市議会は年に4回（2月または3月、6月、9月、12月）決まった時期に開く定例会と必要な時に開く臨時会があります。

本会議と委員会

市議会議員全員が集まる会議を「本会議」といい、ここで、市民のためにどんな仕事をするのが決まります。本会議で決める前に、何人かに分かれて、くわしく細かい点まで話し合うのが「委員会」です。いつも置かれている委員会を「常任委員会」といい5つあります。

本会議

市長がおもに議案などを議会に提出して説明し、議員が質問します。
※議案とは市の仕事・決まりなどを話し合うための案のことです。



委員会

議案についてくわしく細かい点まで話し合います。



本会議

委員会の話し合いの結果を聞き、議案に賛成か反対かを多数決で決めます。



5つの常任委員会

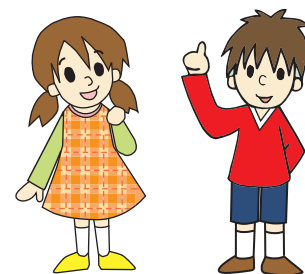


傍聴・請願ってなんだろう？

わたしたちは市議会の話し合いを見学したり（傍聴）、希望や意見を市議会に出すことができます（請願・陳情）。

傍聴

本会議や委員会の様子を知りたい人は、誰でも見学することができます。これを「傍聴」といいます。本会議の傍聴席には赤ちゃんや小さい子どもと一しょに傍聴できる席や車いす用の席もあります。また、盲導犬・介助犬の入室や手話通訳で傍聴することもできます。



請願

市の仕事は、市民一人一人のくらしにつながっています。市民は、「こうしてほしい」という希望や意見を文書にして、議員を通して市議会に出すことができます。このことを「請願」といいます。議員を通さず市議会に希望や意見を文書にして出すことは「陳情」といいます。